

警 察 署 協 議 会 会 議 録

西警察署協議会

開催年月日時	令和 4年10月 5日 午後 4時30分 から 令和 4年10月 5日 午後 5時25分 まで	
開催場所	西警察署 5階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下9名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、刑事管理官、総務課長、地域課長、生活安全課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長、事務局
議 事 概 要		
<p>【開会】</p> <p>〈会長挨拶（要旨）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県独自のコロナ警報が解除されるというニュースがあったが、今年も新型コロナウイルス感染症をはじめ、国内外で様々な事が起こり、現状を憂いている。 ○ 年末に向け慌ただしくなることから、西警察署協議会委員を代表して、署員の皆様には、ますますの御活躍を祈念する。 <p>〈副会長挨拶（要旨）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県独自のコロナ警報が解除されるということから、安堵した反面、油断せず、今まで同様に、手洗いなどの感染症対策は継続しなければならないと考える。 ○ 福岡市西区の人口は21万人を超え、子供たちも増加しており、来年4月には、西都北小学校が開校されるが、西警察署には、通学路の交通安全などの対応をしていただき、感謝を申し上げます。 ○ 西区内は、姪浜などのにぎわった地区だけでなく、玄界島、小呂島、能古島といった離島もあり活動範囲が広く、警察活動も多岐にわたると思われるが、西区内の治安を守っている署員一同に対して感謝を申し上げますとともに、各委員それぞれが、できる限りの協力をするので、今後ともよろしく願います。 <p>〈署長挨拶（要旨）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署協議会は、警察署の運営には欠かせないもので、今回も多数の御出席をいただき、感謝を申し上げます。 ○ 今年の夏、西警察署では、感染症予防対策を徹底し、花火大会の雑踏警備をはじめ、海水浴客などの安全安心を確保するための活動を「SEA ウェスト活動」と称し、海上保安庁などと協働したキャンペーンや海水浴場を中心とした警ら活動を実施し、夏におけるイベントや海水浴シーズンを大きな事件事故なく終える 		

議 事 概 要

ことができた。

- 今年8月末の管内情勢は、昨年と比べ、刑法犯認知件数は減少しているが、ニセ電話詐欺被害が大きく増加しているため、ニセ電話詐欺を現時点の最重点課題と捉え、「西風WEST STOPニセ電話詐欺ゼロ作戦」を策定し、署内各課が、主に高齢者対策、ATM対策に力を入れている。

交通事故について、福岡県内は減少傾向にあるものの、西区内は、若干増加し、8月中には、横断歩道を渡る高齢の歩行者と車両による死亡交通事故も発生している。

- 今年も残り3か月であるが、手を緩めることなく、1件でも事件事故を減らせるよう全力でやっていくので、西警察署の活動に御理解をいただき、今後とも御協力をお願いする。

〈副署長挨拶（要旨）〉

- 西区は、以前と比べ、商業施設やマンションなどの住宅が増え、とても様変わりしており、発展とともに人口も増え、必然的に、取扱い事案が増えてきているのが懸念される。
- 西区内の治安維持に、全力を尽くす所存であるので、引き続き、御理解と御協力をお願いする。

〈報告事項〉

1 飲酒運転の現状（交通課長）

飲酒運転検挙・事故の状況、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の説明など

2 令和4年西区治安概況（1月から8月）について（総務課長）

刑法犯認知・検挙件数、罪種別認知件数、交通事故発生件数の結果など

3 ニセ電話詐欺の現状（生活安全課長）

ニセ電話詐欺の発生状況・発生手口、西風WEST STOPニセ電話詐欺ゼロ作戦の取組など

〈質疑応答〉

1 西風WEST STOPニセ電話詐欺ゼロ作戦について

委員から、「引き続き、一人暮らしの高齢者などに対する被害防止対策の徹底をお願いする。」旨の要望があり、生活安全課長から、「犯人は不特定多数をターゲットとして、複雑巧妙な手口を用いているので、被害を減らすべく、新たな手口などが発生した際、タイムリーにあらゆる機会を通じて、幅広く広報活動を行い、併せて検挙活動も強力に行う。」旨の回答があった。

2 SEA ウェスト活動（海岸線対策）について

委員から、「海上保安庁などとの協働による活動や海水浴場における警ら活動は、とても良い活動である。今夏、西区内の沖合で、遊泳客の近くで海上スキーをしているのを目にしたことがあるので、引き続き、安全安心のための活動をお願いする。」旨の要望があり、署長から、「引き続き、安全安心を確保する

議 事 概 要

ための活動は継続するとともに、海上スキーなどの危険な行為の情報は今後の活動にいかしていく。」旨の回答があった。

3 アルコール検査に伴う安全運転管理者の業務の拡充について

委員から、「事業所であれば、乗車前後のアルコール検査が必要になるということだが、全事業所が対象になるのか。」旨の質疑があり、交通課長から、「以前から、運行管理者が置かれている事業所はアルコール検知器による酒気帯びの確認が必要であった。今回の法改正では、それ以外の安全運転管理者の設置が必要な事業所も、業務で運転する際のアルコール検知器による検査が必要になるが、安全運転管理者の設置義務がない事業所は対象外である。」旨の回答があった。

4 自転車の交通違反について

委員から、「携帯電話やイヤホンを使用して自転車を運転しているのをよく見かけるので、継続的な交通指導をお願いしたい。」旨の要望があり、交通課長から、「自転車の交通ルールに関して、区役所などと協働した啓発活動や学校での交通安全教室を実施している。また、街頭活動時に、自転車の違反者を現認したときは、自転車指導警告票で警告するとともに、悪質な違反者については検挙する方針である。」旨の回答があった。

【閉会】

以上で、令和4年第2回西警察署協議会を閉会する。